

## 豊明市公共工事中間前金払事務要領

(平成26年1月20日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計等委託業務及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）における地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項の規定に基づく前金払（以下「中間前金払」という。）に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、工期及び契約金額に変更があった場合は、第5条に規定する中間前金払の認定の請求時点の工期及び契約金額によるものとする。

- (1) 契約金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 前金払を受けていること。
- (3) 工期の2分の1が経過していること。
- (4) 第5条第1項に規定する実施工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当すること。
- (6) 当該年度において部分払の請求をしていないこと。

(中間前金払の割合等)

第3条 継続費に係る2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に対してするものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してするものとする。

3 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に対してするものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、契約金額の総額の10分の2を超えない範囲内で中間前金払をすることができる。

(中間前金払の有無等の明示)

第4条 中間前金払の対象となる工事及び中間前金払の割合については、入札条件としてあらかじめ明示するものとする。

(中間前金払の認定)

第5条 契約者は、中間前金払の申請をする際は、中間前金払認定請求書(様式第1号)に実施工程表及び工事写真(以下「認定資料等」という。)を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、第2条に規定する要件を満たしているかを確認するものとする。

3 市長は、前項の確認の結果、要件を満たしていると認められるときは、原則として中間前金払認定請求書を受理した日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、中間前金払認定書(様式第2号)を契約者に交付するものとする。ただし、中間前金払認定請求書の提出書類に不備があった場合はこの限りでない。

(中間前払金の支払)

第6条 前条の認定を受けた契約者が中間前金払による前払金の支払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する前金払の保証について保証契約を締結した保証証書を寄託させ、豊明市契約規則(昭和47年豊明市契約規則第16号)に規定する中間前払金申出書を市長に提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする契約者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 中間前払金は、第1項の中間前払金申出書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

4 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。